

東京都ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針の概要

第1 目的

- ・東京都の支援対象となるソーシャルファームを認証する基準及び支援策等を定めることにより、ソーシャルファームの創設及び活動を支援

第2 意義等

○ 意義

- ・①事業からの収入を主たる財源として運営、②就労困難者と認められる者を相当数雇用、③就労困難者と認められる者が、他の従業員が共に働いている社会的企業

○ 役割

- ・自律的な経済活動の下、社会的企業として、就労困難者と認められる者の雇用の場の拡大と自立を進め、地域の産業及び雇用に貢献することを通じて、ダイバーシティの実現を図る。

第3 認証基準等

○ 認証の単位

- ・事業所を単位とする。

○ 経営主体等に関する基準

- ・認証ソーシャルファームの経営主体は、法人格を有するとともに、ソーシャルファームとしての事業を行うために必要な財務基盤及び実施体制や、実現可能性の高い認証ソーシャルファームの事業計画を有していること。
- ・認証ソーシャルファームは、就労困難者と認められる者の配慮すべき実情等に応じた雇用管理や支援を適切に行うことができる施設・設備及び人材等を有していること。

○ 就労困難者と認められる者の雇用に関する基準

- ・就労困難者と認められる者とは、就労を希望しながら、心身の障害をはじめ社会的、経済的その他の事由により就労することが困難である者で、認証審査会において、配慮すべき実情等に応じた支援が必要であると認められた者
- ・認証ソーシャルファームの従業員の総数に占める就労困難者と認められる者の雇用者数の割合は20パーセント以上とし、かつ、就労困難者と認められる者の雇用者数は3人以上とする。

第4 認証

○ 認証の審査方法

- ・企業経営や就労支援の専門家等で組織する認証審査会において認証基準に適合していることを確認の上、総合的に審査し、認証を行う。

第5 支援策

○ 検討期における支援

- ・普及啓発及び情報提供、就労困難者と認められる者の雇用ノウハウの提供等、社会起業家等の人材の育成

○ 創設期における支援

- ・創設に係る経費の助成、資金調達の支援、就労困難者と認められる者の雇用に係る支援

○ 運営期における支援

- ・就労困難者と認められる者の雇用・支援及び経営の支援に係る経費の助成、経営や就労困難者と認められる者の雇用に係る相談・助言、公共発注における活用、資金調達の支援

第6 支援期間等

- ・事業からの収入を主たる財源として運営する社会的企業であることから、経費の助成による支援の期間は原則5年間とする。